

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-40:2022 及び追補 1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-40 部：エアコンディショナ及び除湿機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項（JIS C 9335-1（以下、第1部）の規定による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条15 15.1  箇条22 22.101  22.107  22.113	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 15 耐湿性等 15.1 機器の電気部品は、機器内にとどまる可能性がある雨水、ドレンパンからあふれた水又は除霜の水が浸入しないように保護しなければならない。 箇条22 構造 22.101 据置形機器は、確実に固定し、所定の位置で維持できるような構造でなければならない。 22.107 ヒートポンプ給湯機の開放容器の供給システムには、容器内の圧力が、最大許容運転圧力を超えるほどに流量を制限する障害物があってはならない。 ヒートポンプ給湯機の開放容器は、規定の大きさ以上の隙間を通して、常に大気に開放するような構造でなければならない。 22.113 可燃性冷媒を使用する場合、冷媒配管は、機械的	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-40:2022 及び追補 1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-40 部：エアコンディショナ及び除湿機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					<p>損傷を防ぐために保護するか、又は囲わなければならない。配管は、機器を移動するときに、運ぶための道具として使われないよう保護しなければならない。</p>	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条22 22.128	<p>第 1 部の第三条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条22 構造</p> <p>22.128 UV-C殺菌ランプシステムを備え、UV-C分光放射照度の実測値が規定の値を超える機器内の領域に直接アクセスできる扉及び／又はパネルをもつ場合、この扉及び／又はパネルを開いたときに、UV-Cランプへの電力を遮断するインターロックを備えなければならない。</p>	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.12 7.105	<p>第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明</p> <p>7.12 一般大衆が近づかない機器の取扱説明書には、近づくやすさに従った分類を含め記載しなければならない。</p> <p>7.105 可燃性冷媒を使用する機器の安全機能が適切な冷媒検知システムの機能に依存している場合、次の主旨を取扱説明書、据付説明書又は機器本体の表示に含めなければならない。</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-40:2022 及び追補 1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-40 部：エアコンディショナ及び除湿機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				7.106	<p>“このユニットは、安全のための冷媒漏れ検知器を装備しています。冷媒漏れ検知器を機能させるために、設置後は、保守時を除き、ユニットの電源を常に入れておかなければなりません。”</p> <p>7.106 可燃性冷媒を使用する機器の安全機能が適切な換気機能に依存している場合、次の主旨を取扱説明書、据付説明書又は機器本体の表示に含めなければならない。</p> <p>“このユニットは、電源を使用する安全対策を備えています。設置後は、保守時を除き、ユニットの電源を常に入れておかなければなりません。”</p>	
				7.110	<p>7.110 UV-C殺菌ランプシステムを使用する機器の取扱説明書又は据付説明書には、次の主旨を含め記載しなければならない。</p> <p>a) この機器は、UV-Cランプを含む旨</p> <p>b) 機器の清掃又は保守作業の前に取扱説明書又は据付説明書を読む旨、等</p>	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条22 22.104 22.108	<p>第 1 部の第四条に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条22 構造</p> <p>22.104 ヒートポンプ給湯機の容器は、通常の使用時に発生する水圧に耐えなければならない。</p> <p>22.108 ヒートポンプ給湯機の貯湯タンクは、通常使用中</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-40:2022 及び追補 1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-40 部：エアコンディショナ及び除湿機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					に発生する負圧に耐えなければならない。	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示がされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条6 6.1 6.2 箇条22 22.6	第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条6 分類 6.1 器体の外部に金属が露出している機器は、クラス0I、クラスI又はクラスIIでなければならない。 6.2 機器は、規定に従って、次のとおり、水の有害な浸入に対する保護等級をもたなければならない。 ー 屋外で使用する機器又は機器の部分は、IPX4以上でなければならない。 ー 洗濯室で用いる機器は、IPX1以上でなければならない。 箇条22 構造 22.6 機器の外郭から入り込むおそれがある雪によって、電気絶縁が影響を受けることがあってはならない。	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条25 25.7	第1部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.7 室外使用の機器の電源コードは、規定のコードと同等以上の特性でなければならない。	
第 七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げ	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当		第1部の第七条第1号に該当する規定によるほか、次による。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-40:2022 及び追補 1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-40 部：エアコンディショナ及び除湿機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		<p>る措置が講じられるものとする。</p> <p>一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。</p>		<p>箇条22</p> <p>22.24</p>	<p>箇条22 構造</p> <p>22.24 裸の電熱素子は、電熱導体が断線したり、又は垂れ下がったりした場合に、可触金属部に接触しないような構造でなければならない。</p>	
第七 条 第 2 号	感電に対する 保護	<p>二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。</p>	<p>■該当</p> <p>□非該当</p>	<p>箇条13</p> <p>箇条16</p> <p>箇条22</p> <p>22.5</p> <p>箇条27</p>	<p>箇条13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧（第1部の規定による。）</p> <p>箇条16 漏えい電流及び耐電圧（第1部の規定による。）</p> <p>箇条22 構造</p> <p>22.5 通常使用時に差込プラグのピンに触った場合に、充電されたコンデンサからの感電の危険がない構造でなければならない。（第1部の規定による。）</p> <p>箇条27 接地接続の手段（第1部の規定による。）</p> <p>絶縁不良が生じた場合に充電部になるおそれがあるクラスⅡ機器及びクラスⅠ機器の可触金属部は、接地極に確実に接続しなければならない。</p>	
第八 条	絶縁性能の保 持	<p>電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。</p>	<p>■該当</p> <p>□非該当</p>	<p>箇条13</p> <p>箇条14</p>	<p>箇条13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧（第1部の規定による。）</p> <p>箇条14 過渡過電圧</p> <p>機器は、発生する可能性がある過渡過電圧に耐えなければならない。（第1部の規定による。）</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-40:2022 及び追補 1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-40 部：エアコンディショナ及び除湿機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条16 箇条17 箇条19 箇条29	箇条16 漏えい電流及び耐電圧（第1部の規定による。） 箇条17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護 変圧器から電源の供給を受ける回路をもつ機器は、通常使用時に生じる短絡においても、変圧器の巻線は規定する値を超えてはならない。（第1部の規定による。） 箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、絶縁物の温度上昇は規定する値を超えてはならない。 箇条29 空間距離、浴面距離及び固体絶縁（第1部の規定による。）	
第九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条11 11.1 箇条22 22.116 22.117	第1部の第九條に該当する規定によるほか、次による。 箇条11 温度上昇 11.1 機器及びその周囲は、通常使用状態において過度の温度になってはならない。 箇条22 構造 22.116 可燃性冷媒を使用する機器は、通常条件下又は漏れ発生時に作動し着火源となるおそれがある電気部品が取り付けられる機器及びダクト内においては、火災又は爆発の危険を引き起こすような漏えい冷媒の流れ、又は滞留がないような構造でなければならない。 22.117 高温表面	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-40:2022 及び追補 1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-40 部：エアコンディショナ及び除湿機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				22.117.1	22.117.1 漏えいした可燃性冷媒にさらされる可能性がある表面の温度は、規定する最高許容表面温度を超えてはならない。	
第十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条11 11.1	箇条11 温度上昇 11.1 機器及びその周囲は、通常使用状態において過度の温度になってはならない。	
第十一 条 第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条20 20.101A	第1部の第十一条第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条20 安定性及び機械的危険 20.101A 高所取付用のファンを除き、ファンの羽根は、ガードで保護しなければならない。	
第十一 条 第 2 項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条21 21.2	第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条21 機械的強度 21.2 可燃性冷媒を使用する機器は、輸送中の振動の影響に耐えなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-40:2022 及び追補 1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-40 部：エアコンディショナ及び除湿機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19  箇条22 22.22 22.23 22.41 箇条32	箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れてはならない。 箇条22 構造 22.22 機器は、アスベストを含んではならない。（第1部の規定による。） 22.23 機器には、PCBを含んだ油を用いてはならない。（第1部の規定による。） 22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んではならない。（第1部の規定による。） 箇条32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第1部の規定による。）	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条32	箇条32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第1部の規定による。） 機器は、有害な放射線を発生してはならない。	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 19.7	箇条19 異常運転 19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験において、巻線の温度は規定する値を超えてはならない。（第1部の規定による。）	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-40:2022 及び追補 1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-40 部：エアコンディショナ及び除湿機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		じて適切な表示をされているものとする。		19.9	19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータをもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えてはならない。（第1部の規定による。）	
				箇条22	箇条22 構造	
				22.40	22.40 遠隔操作の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。（第1部の規定による。）	
				22.49	22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。（第1部の規定による。）	
				22.50	22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなければならない。（第1部の規定による。）	
				22.51	22.51 機器上には、機器が遠隔操作用に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。（第1部の規定による。）	
				箇条30	箇条30 耐熱性及び耐湿性	
				30.2.3	30.2.3 遠隔操作の機器及び人の注意が行き届かない状態で動作する機器については、非金属材料に燃焼試験を行わなければならない。（第1部の規定による。）	



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-40:2022 及び追補 1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-40 部：エアコンディショナ及び除湿機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		のとする。		箇条25 25.8	する場合は、適切なものを選ばなければならない。 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、規定する値以上の公称断面積をもつものでなければならない。（第1部の規定による。）	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 19.11 19.11.4 箇条29	箇条19 異常運転 19.11 回路全体又は回路の一部について、電子部品における任意の2端子間の短絡や集積回路の故障等の単一故障状態を起こした場合であっても、炎、溶融金属又は危険な量の有毒性若しくは可燃性ガスが機器から漏れず、かつ、温度上昇は規定の値を超えてはならない。（第1部の規定による。） 19.11.4 電子的スイッチを持つ機器には、規定するイミュニティ試験を実施しなければならない。（第1部の規定による。） 箇条29 空間距離、浴面距離及び固体絶縁（第1部の規定による。） 機器は、受ける可能性がある電氣的ストレスに耐えるのに適した空間距離を持つ構造でなければならない。	



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-40:2022 及び追補 1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-40 部：エアコンディショナ及び除湿機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		<p>ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間 (消費生活用製品安全法 (昭和四十八年法律第三十一号) 第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。)</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第二十条第2号	表示等 (長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>二 電気冷房機 (産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<p>■該当</p> <p>□非該当</p>	<p>箇条7</p> <p>7.1</p>	<p>箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明</p> <p>7.1 機器には、次の表示を行わなければならない。</p> <p>電動機の定格消費電力の合計が7 kW以下であって、電熱装置をもつものにあつては電熱装置の定格消費電力の合計が5 kW以下の電気冷房機の場合、次を表示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造年</li> <li>・ 設計上の標準使用期間 (標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障なく使用することができる標準的な期間として、設計上設定された期間)</li> </ul>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-40:2022 及び追補 1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-40 部：エアコンディショナ及び除湿機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					・ “設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある。” 旨	
第 二 十 条 第 3 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装 置を有するものを除く。）及び電気脱水機 （電気洗濯機と一体となっているものに限 り、産業用のものを除く。） 機器本体の見 やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易 に消えない方法で、次に掲げる事項を表示 すること。  (イ) 製造年  (ロ) 設計上の標準使用期間  (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用 すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第 二 十 条 第 4 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のも のに限り、産業用のものを除く。） 機器本 体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、か つ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項 を表示すること。  (イ) 製造年	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-40:2022 及び追補 1:2023

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-40 部：エアコンディショナ及び除湿機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				